裏　　面

産業標準化法（昭和24年法律第185号）

（抄）

第29条

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第35条

３　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第32条第１項から第３項までの認証を受けた電磁的記録作成事業者等（以下この項及び次条第３項において「認証電磁的記録作成事業者等」という。）に対し、これらの認証を受けた電磁的記録又は当該電磁的記録を記録した記録媒体に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に認証電磁的記録作成事業者等の事務所、事業場その他必要な場所に立ち入り、当該電磁的記録若しくは当該電磁的記録を記録した記録媒体若しくはその作成品質管理体制を検査させることができる。

５　第29条第２項及び第３項の規定は、前各項の規定による立入検査について準用する。

第74条　主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第35条第１項から第３項までの規定による立入検査又は第54条第１項の規定による立入検査（第33条第１項又は第37条第６項の認証を行う登録認証機関に関するものを除く。）を行わせることができる。

５　第１項の規定により立入検査をする機構の職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第29条第１項、第35条第１項から第４項まで、第54条第１項若しくは第64条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第５（第５条及び第７条関係）

登録（登録の更新）申請書

年　　月　　日

殿

住所
申請者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名　㊞

産業標準化法第32条第１項から第３項まで並びに第37条第４項及び第５項（第42条第１項）の規定に基づき、下記のとおり認証機関の登録（登録の更新）を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

更新を受けようとする登録の根拠条項		
登録（登録の更新）を受けようとする電磁的記録の区分	登録区分の名称	
	日本産業規格の番号	
認証の業務を行う区域		

登録（登録の更新）を受けようとする認証機関の連絡先等	法人番号	
	電話番号	
	ホームページアドレス	
認証を行う事務所	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地（郵便番号）	
	電話番号	
自ら認証に係る電磁的記録試験を行う試験所	試験方法の区分の名称	
	電磁的記録試験に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号	
	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地（郵便番号）	
	電話番号	
	関連する事務所の名称及び所在地	
認証管理責任者	氏名及び役職	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

別紙書類一覧

○電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第５条各号

１　登記事項証明書又はこれに準ずるもの（第１号）

２　認証の業務を行う組織に関する事項（第２号イ）

３　認証の業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務内容の健全性に関する事項（第２号ロ）

４　職員、認証機関が委嘱する外部の委員その他の認証の業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲（第２号ハ）

５　２から４までに掲げるもののほか認証の業務の実施の方法に関する事項（第２号ニ）